



# AI利活用における民事責任の手引き：知財分野への適用事例

## エグゼクティブサマリー

経済産業省が2026年4月9日に公表した「AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き（第1.0版）」は、AIを用いたサービスやシステムに関する損害発生時の民事責任（主として不法行為責任・製造物責任）の考え方を整理したものである。同手引きは想定事例として画像生成AIによるパブリシティ権侵害等を取り上げており、知的財産分野にも直接・間接に適用される重要な指針となる。<sup>[1]</sup>

本手引きの直接の検討対象は不法行為法（民法709条・製造物責任法）であり、著作権・特許等の知財権侵害そのものを網羅的に論じるものではない。しかし、知財分野でのAI活用が急拡大する中、手引きが示す「補助／支援型AI」と「依拠／代替型AI」の責任判断フレームワーク、ならびに画像生成AIに関する幫助責任の考え方は、知財業務におけるAI利活用の法的リスク管理の基盤となる。

## 1. 手引きのフレームワーク概観

### 1.1 AIの二類型と責任判断

手引きは、AI利用形態を以下の2類型に分類する。

類型	定義	責任の重点
補助／支援型AI	最終的に人の判断や行動を介在させることが予定される類型	AI利用者の本来の注意義務水準+AI開発者・提供者の説明義務
依拠／代替型AI	人の判断や行動を代替する前提で、AIの出力に依拠して用いる類型	AI利用者は業務プロセスの適正構築・運用義務、AI開発者・提供者は高度な設計・説明義務

補助／支援型AIでは「AIを使っても使わなくても注意義務の水準は変わらない」が基本原則であり、  
依拠／代替型AIでは注意義務の内容が「業務プロセスの適正な構築・運用」へと転換される。

## 1.2 AI開発者・提供者の責任

いずれの類型でもAI開発者・提供者に課されるのは、①**説明上の注意義務**（機能・性能の限界、重要なリスクの開示）と②**設計上の注意義務**（権利侵害防止措置等）の二本柱である。特に、利用者による予見・対処が困難なリスクについては、設計段階での措置が求められ得る点が知財分野でも重要な示唆を持つ。

## 2. 手引きが直接取り上げる知財関連事例：画像生成AIとパブリシティ権

手引きの想定事例3「画像生成AI」は、知財・人格権に直接関わる唯一の明示事例である。三つのサブケースを通じて責任判断の考え方が示されている。

### 2.1 事例a：著名人肖像への偶発的類似（パブリシティ権侵害）

**事実関係：** アパレル業者Gが汎用画像生成AIを広告に利用したところ、生成画像が著名タレントVに酷似していた。担当者G'は気付かずに利用。AI開発者FはRe-captioningや潜在空間学習等の権利侵害防止措置を講じていた。

**責任評価：**

- **AI利用者（G・G'）の責任：** 著名人に酷似した画像を広告に使用することは、調査・確認により回避可能であったとして過失（民法709条）が認められる可能性が高い。専ら顧客吸引力を利用する目的があったと評価され得る。
- **AI開発者・提供者（F）の責任：** 一定の権利侵害防止措置を講じており、V類似の画像生成の報告もないため、幫助責任（民法719条2項）は成立しないと考えられる。

**知財分野への示唆：** IPランドスケープ調査や特許資料のイラスト生成にAIを使用する際も、生成された図形・ロゴ・肖像が既存商標・著作物に類似していないか、AI利用者側での確認義務が生じる。

### 2.2 事例b：著名人肖像の意図的利用（幫助責任の要件）

**事実関係：** G'が生成画像がVに酷似していると気付いた上で、販売促進目的で意図的に利用した。

## 責任評価：

- **AI利用者（G・G'）の責任：** 故意の不法行為（パブリシティ権侵害）が成立し、損害賠償請求が認められる。
- **AI開発者・提供者（F）の幫助責任：** 以下2要素で判断される：
  - a. **権利侵害の蓋然性・重大性：** 当該AIが特定プロンプトで再現性高く著名人肖像を生成する傾向にあるか
  - b. **侵害発生の認識可能性：** 権利者からのクレーム等、具体的な認識があったか否か

本事例では、Fが防止措置を講じており同種問題の報告もないことから、幫助責任は否定される。しかし「多数ユーザーで同種トラブルが継続発生している場合」等は責任が生じ得る。

**知財分野への示唆：** 特許権・商標権の侵害リスクが高い出力（競合他社の製品図面類似画像等）を意図的に利用した場合、AI利用事業者の故意過失が問われる。AI提供者の幫助責任は、侵害発生の認識可能性次第で拡大し得る。

### 2.3 事例c：著名人肖像生成AIの開発・販売（AI開発者の直接侵害責任）

**事実関係：** AI開発者Fが、著名人の肖像生成を意図したAI（氏名入力で同一・類似肖像を高頻度生成）を開発・販売した。

**責任評価：** AIの提供行為そのものが最高裁判例の「専ら肖像等の顧客吸引力を利用する目的」の3類型と実質的に同一と評価され、パブリシティ権侵害（民法709条）が成立する可能性がある。

**知財分野への示唆：** 特定の著名研究者・発明者の発明スタイルを模倣する「特許明細書生成AI」や、他社特許図面に酷似した技術図面を生成するAIを開発・販売することは、著作権侵害に加え不法行為責任を直接生じさせるリスクがある。

## 3. 手引きの枠組みを知財分野に応用した想定事例

手引きが直接取り上げていない知財業務特有の場面についても、同手引きの責任判断フレームワークは適用可能である。以下に主要な応用事例を示す。

### 3.1 事例I：AI特許調査ツールによる先行技術調査ミス（補助／支援型AI）

**想定場面：** 特許事務所・企業知財部門が、AIを活用した先行技術調査ツールを用いて特許出願前の調査を実施したが、AIが関連先行技術文献を見落とし、後に特許出願が拒絶または権利行使時に無効主張を受けた。

**手引きとの対応：** 想定事例2（弁護士業務支援AI）と類似した構造を持つ。先行技術調査AIは、弁理士・研究者の調査業務を「補助・支援」するに留まり、出願判断・クレームドラフティング等の最終判断は人間が行う点で**補助／支援型AI**に該当する。

**責任評価の方向性：**

- **AI利用者（知財担当者・弁理士）の責任：** 専門家として求められる調査義務の水準はAI使用の有無によって変化しない。AIの出力のみに依拠して自ら調査確認を怠った場合、善管注意義務違反（民法644条）または過失（民法709条）が認められる可能性が高い。弁護士の場合と同様に「自ら裁判例調査をしなかったE」と同じ構図が生じる。
- **AI開発者・提供者の責任：** 調査精度の限界、ノイズ・漏れの存在、利用場面（補助的使用）等を明確に説明していれば、責任が問われる可能性は低い。ただし、AIが「完全性を保証する」等の誤解を招く表示をしていた場合は説明義務違反が問われ得る。

**実務的対応：** IPランドスケープ分析や特許調査にAIを活用する際には、AIの調査結果を担当者が必ず検証する体制（人間のレビュー工程の確保）を業務プロセスに組み込むことが、AI利用者の注意義務を満たすための重要要素となる。

### 3.2 事例Ⅱ：AI契約レビューツールによるライセンス契約の見落とし（補助／支援型AI I)

**想定場面：** 企業がAI契約レビューツールを用いてIPライセンス契約書を審査したところ、AIがサブライセンス禁止条項を見落とし、知財担当者がそれに気付かず許諾を与えた結果、ライセンシーがサードパーティに無断で技術をサブライセンスし、紛争が発生した。

**手引きとの対応：** 想定事例2（弁護士業務支援AI）のフレームワークが直接適用可能である。規制法上、法的判断は弁護士・弁理士の専門的審査を必要とする側面があるため、**補助／支援型AI**に該当する。

**責任評価の方向性：**

- **AI利用者（企業知財担当者）の責任：** AIの出力のみに頼って自ら契約条項の確認を行わなかった場合、注意義務違反が問われる。特に、契約書の核心条項（サブライセンス可否、独占性、地域制限等）については、AIの補助に留まらず自らの精査が求められる。
- **AI開発者・提供者の責任：** 「条項の見落としが起り得る」「AIの出力は最終判断の補助に過ぎない」等の明確な説明・警告がなされていた場合、責任が限定的となる。説明が不足していた場合は説明義務違反が問われ得る。

### 3.3 事例Ⅲ：画像生成AIによる技術図面・製品デザインと著作権侵害

**想定場面：** 研究開発部門がAI画像生成ツールを用いて特許明細書の添付図面や製品カタログのイラストを生成したところ、生成画像が競合他社の著作物（デザイン図面・意匠）に酷似していた。

**手引きとの対応：** 想定事例3（画像生成AI）の構造が直接適用される。AI出力に「第三者の権利を侵害するリスク」が内包されるため、**補助／支援型AI**に該当し、人の評価・検証が必要なケース（前記③）に当たる。

**責任評価の方向性：**

- **AI利用者（企業）の責任：** 生成された図面を特許出願資料や商業カタログに使用する前に、既存の著作物・意匠との類似性確認を怠った場合、過失（著作権侵害、不法行為）が認められる可能性が高い。特に特許図面は技術の核心に触れるため、厳格な確認が求められる。
- **AI開発者・提供者の責任：** 手引きの画像生成AI事例（事例b）と同様に、権利侵害の蓋然性と認識可能性が幫助責任の判断基準となる。一定の権利侵害防止措置（Re-captioning、フィルタリング等）を講じていれば責任が軽減される。

**著作権法の特則：** 生成AIの学習段階については、日本著作権法30条の4により原則として著作権者の許諾なく利用できる（情報解析）が、特定作家の作品のみを意図的に学習させる「過学習」や享受目的がある場合は例外とされる。生成・利用段階では通常の著作権侵害と同様に扱われ、AIが生成したものであっても既存著作物との類似性・依拠性が認められれば侵害となり得る。<sup>[2][3][4]</sup>

### 3.4 事例Ⅳ：AI先行技術分析サービスの高精度化と依拠／代替型AI

**想定場面：** 特許調査専門会社が、人間の専門家と同等以上の精度（検出率98%超）を主張するAI先行技術調査サービスを提供。製薬企業がそのサービスに依拠して特許リスク評価を実施したが、競合他社の存続特許を見落とし、製品発売後に侵害訴訟を提起された。

**手引きとの対応：** 想定事例5（外観検査AI）のフレームワークが類似する。「同種業務における通常人の作業水準と同等以上の精度・安全性」を備える場合、**依拠／代替型AI**に該当し得る。

**責任評価の方向性：**

- **AI利用者（製薬企業知財部）の責任：** 依拠／代替型AIに該当する場合、注意義務の内容は「AIシステムを組み入れた業務プロセスの適正な構築・運用」に転換される。すなわち、望ましい精度のAIシステムの採用、業務プロセスの適切な構築、AIが予定される精度を発揮するための環境整備等が問われる。個別出力を全件人手確認する義務は必ずしも生じない。
- **AI提供者・開発者の責任：** 同種業務の通常人作業水準に照らして精度が十分な場合、責任が生じる可能性は低い。ただし、実運用条件に近い環境での精度検証、検出困難な特許（存続期間、権利範囲の広狭等）の抽出等の設計上の注意義務が問われ得る。

### 3.5 事例V：AIエージェントによる知財情報の誤回答（AIエージェント）

**想定場面：** 知財管理SaaSがAIエージェントを搭載し、ユーザーが「この技術は特許で保護されているか」と問い合わせたところ、AIエージェントが外部データベースを自律的に検索し「保護されていない（フリー）」と誤回答。ユーザーがその回答に基づき第三者に技術を開示したところ、実は有効な特許が存在し侵害問題となった。

**手引きとの対応：** 想定事例7（AIエージェント）のフレームワークが適用される。AIエージェントが外部情報にアクセスして自律的に回答する場合、**依拠／代替型・補助／支援型**いずれにも該当し得る。

**責任評価の方向性：**

- **AI利用者（SaaS事業者）の責任：** 依拠／代替型AIの場合、回答精度が担保されているかを含む業務プロセスの適正な構築・運用義務が問われる。補助／支援型AIの場合、AIの出力を検証する人員体制の整備が求められる。

- **AI開発者・提供者の責任**： AIが外部情報やツールを適切に扱うための設計上の措置（RAG精度、情報鮮度管理等）および適切な利用方法の説明（「最終確認は専門家へ」等）が問われる。

### 3.6 事例VI：AI発明者問題と特許出願の無効リスク（直接的な知財権問題）

手引きは不法行為責任を主な検討対象としており、AIが生成した発明の特許出願に関する特許法上の適法性は直接の検討対象ではない。しかし、知財分野では以下の問題が生じ得る。

日本の知財高等裁判所（令和7年1月30日判決、令和6年（行コ）10006号）は、AIを「発明者」とする特許出願について、特許法上の「発明者」は自然人に限られるとしてAIを発明者と認めず、AIによる発明の帰属・権利化に関する問題が顕在化している。AIを利用して創出された発明をAI開発者・提供者が意図せず「補助」した結果として特許権が無効化されるリスクは、手引きの責任フレームワーク（補助型AIの利用者過失）に類似した構造を持つ。<sup>[5][6]</sup>

## 4. 知財業務AIにおける実務的な注意義務のまとめ

手引きの考え方を踏まえた知財業務でのAI利活用における各当事者の主要な注意義務を整理する。

### 4.1 AI利用者（企業知財部・特許事務所等）の義務

業務場面	AIの種類	主な注意義務
先行技術調査	補助／支援型	専門家としての調査義務は維持。AI出力の検証体制確保
契約レビュー（IP）	補助／支援型	核心条項の人的確認。AIへの過度な依存回避
意匠・広告用画像生成	補助／支援型	生成画像の類似著作物・意匠確認義務
高精度特許調査サービス利用	依拠／代替型に該当し得る	業務プロセスの適正な構築・運用。システム劣化モニタリング
AIエージェント知財情報提供	依拠・補助どちらも	回答検証体制またはAI表示の明示

## 4.2 AI開発者・提供者（知財AIツールベンダー等）の義務

- **説明上の注意義務**：精度限界・ハルシネーションリスク・利用上の制約（補助目的に留めること等）の明確な開示
- **設計上の注意義務**：権利侵害防止フィルタ（Re-captioning等）の搭載、知財情報DBの鮮度管理、精度低下モニタリング機能
- **高精度AI（依拠型）に対する高度な責任**：通常人の作業水準と比較して同等以上の精度を維持するための合理的な設計措置

## 5. 立証上の論点と国際紛争への留意点

### 5.1 ブラックボックス問題と証拠の偏在

手引きは、AIの専門技術性や証拠の偏在から、被害者（原告）による「過失」・「欠陥」の主張立証が困難となるケースを指摘する。知財分野でも、AIが調査漏れを生じた原因（学習データの偏り、パラメータ設定の欠陥等）の立証は技術的に高度であり、文書提出命令（民訴法223条）の活用や「過失の事実上の推定」の法理適用が検討される余地がある。

### 5.2 国際的な知財AI紛争

海外事業者のAI特許調査ツール・画像生成AIを日本企業が利用する場面では、①日本での裁判管轄（日本語でサービス提供等の場合認められ得る）、②準拠法（権利侵害結果が日本で生じている場合、原則日本法）、③外国判決の承認・執行が問題となり得る。特に、知財侵害の結果が日本で生じる場合に日本法の適用が認められることは、海外AI事業者の責任追及に重要な含意を持つ。

## 6. 本手引きの射程と知財固有課題の残余

手引きは不法行為法（民法709条・製造物責任法）を主な検討対象とし、著作権法・特許法等の知財権侵害の解釈適用を直接対象とするものではない。知財分野固有の以下の課題については、本手引きの外側で別途の検討が必要となる。

- AI生成発明の発明者・権利帰属問題（特許法上のAI発明者問題）〔6〕〔5〕
- 著作権法30条の4の適用範囲（AI学習・情報解析と著作権者利益の不当侵害の境界）〔3〕〔4〕
- AI生成コンテンツへの著作権付与の可否（創作性要件とプロンプトエンジニアリング）〔2〕
- AIによる商標・意匠の偶発的類似と侵害成否（類似性・依拠性の判断基準）〔7〕

これらの課題については、文化庁や特許庁の個別ガイドライン、今後蓄積される裁判例と組み合わせることで手引きのフレームワークを活用することが実務上の有効なアプローチとなる。

## References

1. AIの損害賠償はどう解釈？経産省が現行法の考え方をまとめた... - AI利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き(PDF) <https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260409001/20260409001-1.pdf>. 手...
2. 【2026】AI作品に著作権はある？著作権侵害と併せて弁護士が... - 生成AIの進化は著しく、誰もが簡単に生成AIにより作品を生み出せるようになりました。しかし、著作権保護の観点から見ると、生成AIの進化のリスクは小さいものではありません。では、AI作品に著作権はある...
3. 【2026年最新】生成AIの著作権侵害リスクとは？企業が策定すべき... - 「業務効率化のために生成AIを活用したいけれど、著作権侵害で訴えられるのが怖い」「現場からAI利用の申請が来ているが、どのようなルールで許可を出せばいいのか分からない」社内で生成AI活用を推進する...
4. 「生成AIの学習」「AI検索」が著作権侵害に当たるケースは？日本弁理士会が解説（アスキー） - 2025年は生成AIサービスの利用が一気に普及した年だったが、一方では「生成AI学習への著作物の無断利用」「AI検索におけるニュース記事などの著作権侵害」などの問題が日本でもクローズアップされた。知
5. 「AIは発明者になれず」知財高裁、特許出願を認めず - 本件（知財高裁令和6年（行コ）10006）は、AI（人工知能）が発明者として認められるかどうか争われた特許出願却下処分取消請求控訴事件である。原告（X：控訴人）は、AI「ダバス（DABUS）」が自律...

6. 人工知能ダバス（DABUS）に関する令和7年1月30日知財高裁判決 ... - 人工知能ダバス（DABUS）に関する令和7年1月30日知財高裁判決（令和6年（行コ）第10006号 出願却下処分取消請求控訴事件）が知的財産高等裁判所のウェブページに公開された (<https://ww...>)
  
7. **【2026年最新】** 生成AI活用における著作権侵害リスクと社内 ... - 本記事では、AI利用における入力・学習・出力の各段階に潜む著作権リスクの全体像を俯瞰するとともに、2024年から2026年にかけての日米欧における最新の ...